

**道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務委託に係る
公募型プロポーザル参加事業者募集要項**

1. 目的

本募集要項は、宮津市が発注する「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務」を受注する者を選定するに当たって、その選定手順及び評価基準等を示したものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備
 検討調査業務
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限額 25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 宮津市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611 FAX 0772-25-1691

電子メールアドレス zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

- (2) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和6年10月4日（金）から令和6年10月24日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

4の（1）の担当部署で配布するほか、宮津市ホームページからダウンロードできる。

(http://10.238.134.11/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=23755)

- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年10月18日（金）から令和6年10月24日（木）まで

※令和6年10月24日の午後5時以降に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：4の（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5. 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和6年10月4日（金）から令和6年10月15日（火）まで

※令和6年10月15日（火）午後5時必着とする。

- (2) 質疑方法：電子メール

※4の（1）に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意すること。

ア 件名は「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答日時：質問後すみやかに回答する。ただし、令和6年10月17日（木）午後5時を最終回答の日時とする。

- (5) 回答方法：質問への回答は宮津市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(http://10.238.134.11/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=23755)

6. 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 企画提案書 ※6の（2）に記載する作成方法によること。

ウ 価格提案書（見積書）（消費税及び地方消費税を含む）

※任意様式とする。宮津市長宛で作成し、代表者印を押印の上、封入封印すること。また、別紙1「仕様書」の3. 業務内容の項番（丸数字）順に見積内訳書を作成し同封すること。

エ 宮津市税の滞納がないことの証明

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

※エ及びオについて、共同提案を行う場合は全ての構成員について添付すること。

カ 共同企業者届出書兼委任状（様式2）※共同提案する場合に限る。

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

（ア）法人登記簿謄本 ※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

本業務において求める企画提案書は、別紙1「仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で、以下の表の項番順に内容を記載して作成すること。

企画提案書は、任意様式で表紙を除いてA4サイズ片面20枚以内とし、プレゼンテーションで利用できるファイル形式で作成すること。

No.	項 目	内 容
1	業務実施体制等	・ 法人の概要 ・ 業務体制 ・ 業務分担 ・ 業務工程
2	類似業務実績	・ 需要予測等の実績 ・ 施設概略設計等の実績 ・ PPP/PFI 導入可能性調査の実績 ・ PPP/PFI アドバイザリー業務の実績

3	基盤整備を推進するために必要な検討調査 ①基礎データ収集 ②アンケート・ヒアリング調査 ③施設テーマ（主題）の設定、コンテンツ・導入機能の検討 ④需要予測及び施設規模の決定 ⑤施設概略設計 ⑥整備効果の検討 ⑦島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会の開催支援	・項目別の検討調査手法、およその業務日数、創意工夫等 ・独自提案の検討調査項目
4	施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査（PPP/PFI 導入可能性調査） ①基本事項・基本的な考え方の整理 ②法制度上の規制等の整理 ③事業手法の検討 ④事業スキームの検討 ⑤リスク分担の検討 ⑥サウンディング調査 ⑦VFM の算定 ⑧事業スケジュールの検討 ⑨今後の検討課題の整理	・項目別の検討調査手法、およその業務日数、創意工夫等 ・独自提案の検討調査項目
5	上記 3、4 の各項目以外の検討調査にかかる独自提案	・「ウォーターフロントエリア」としてさらなる活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出へ波及させる観点での独自提案の検討調査項目

（３）提出部数

11 部（正本 1 部、副本 10 部）

（４）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準表」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日時・場所：別途、宮津市ホームページに掲示する。

(http://10.238.134.11/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=23755)

※なお、提案事業者ごとのプレゼンテーション等の時間は、応募締切後に、参加申込書に記載の担当者へ電子メールにて通知する。

イ 参加人数：3名以内

ウ 方法：提案事業者ごとに対面方式

エ 所要時間：提案者からの説明20分、質疑20分

※プレゼンテーションは、企画提案書を使用して説明すること。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、7の(1)に記載する評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、7の(3)の評価の結果、各評価項目の評価点を合計した総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2の(4)の委託上限額を超える場合

エ 宮津市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。

9. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と宮津市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第123条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10. その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書について、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宮津市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、宮津市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

スケジュール	
10月4日（金）	募集要項等の配布開始
	質疑受付開始（電子メール）
10月15日（火）午後5時必着	質疑締切り
10月17日（木）	質疑最終回答期日（市ホームページ）
10月18日（金）	応募書類の受付開始（持参又は郵送）
10月24日（木）午後5時必着	応募書類の受付締切り
10月下旬～11月上旬（予定）	プレゼンテーション等の実施
	選定結果の通知
	契約手続

道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務委託仕様書

本仕様書は、道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務を受注する者の業務について、必要な事項を定める。

1. 業務の目的

道の駅「海の京都宮津」は、日本三景天橋立を臨む眺望に優れ、アクセスも良い、市街地で最もにぎわいのある「浜町エリア」という好立地に位置し、宮津市としても道の駅をはじめ近隣施設を含めた「ウォーターフロントエリア」としてさらなる活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出へ波及させることを目標としている。

そうした中、令和2年度から令和5年度にかけて行ったヒアリングにおいて、「道の駅の拡張に優先して着手し、エリア全体の賑わいを創出する起爆剤とすべし」など、民間資金等を活用した事業化などに係る民間意向を把握したことから、宮津市の考え方として、「3つのエリアにおける今後の基本線」(図1)を取りまとめるとともに、第1回の島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会においては、「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーン」での道の駅の拡張整備の検討にあたって専門的な調査等を進めることを確認いただいたところ。

このため、「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーン」での道の駅の拡張整備の検討にあたって、基盤整備を推進するために必要な検討調査(需要予測、概略設計、整備効果検討等)及び施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査(PPP/PFI 導入可能性調査)等を行うもの。

【図1】 3つのエリアにおける今後の基本線



※参考資料

令和3年5月 第7次宮津市総合計画の策定

⇒(2) にぎわいと活力にあふれ全ての世代が誇りを持って働けるまち (P44 No.16 参照)

(4) 宮津の海の資源を活かした魅力的な海のまち (P49 No.4 参照)

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/9920.html>

令和3年12月22日 宮津市議会全員協議会資料

⇒サウンディング（官民対話）結果と今後の対応について

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/uploaded/attachment/6557.pdf>

令和5年2月22日 宮津市議会全員協議会資料

⇒島崎ウォーターフロントエリアの再開発に係る調査結果と今後の対応について

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/uploaded/attachment/8296.pdf>

令和6年2月21日 宮津市議会全員協議会資料

⇒島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査の結果と今後の進め方について

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/uploaded/attachment/10372.pdf>

令和6年3月28日 宮津市議会全員協議会資料

⇒宮津市庁舎基本構想等検討委員会からの答申について（報告）

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/uploaded/attachment/10373.pdf>

令和6年7月25日 第1回島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会

⇒<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/4/23181.html>

2. 業務の対象範囲

本業務の対象は、「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーンに」と考えるエリア内の
図2に示す点線内の範囲とし、施設等の概要は以下のとおりとする。

【図2】業務の対象範囲（点線内）



【施設等の概要】

施設名	所在地	地積	既存建物等
島崎公園の一部	宮津市字浜町 3013	9,448 m ²	①芝生広場等 ※都市公園区域
宮津まちなか地域振興拠点施設	宮津市字浜町 3006	5,733 m ²	②観光案内所 木造平屋建 194 m ²
	宮津市字浜町 3007	1,670 m ²	③飲食物等販売所 LGS 造平屋建 194 m ² (おさかなキッチンみやづ)
	宮津市字浜町 3008	1,171 m ²	④農産物等直売所 S 造平屋建 195 m ² (宮津まごころ市)
			⑤屋外駐車場 (普通車 61 台、大型車 7 台) ※②～⑤が道の駅施設
			⑥立体駐車場 (約 400 台) S 造 4 階建 9,466 m ²
計		18,022 m ²	

3. 業務内容

受注者は、「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーン」での道の駅の拡張整備の検討にあたって、これまでの民間意向の把握等の経過を踏まえて、宮津市と十分な打合せ・協議を行いながら、次に掲げる業務を実施すること。

(1) 基盤整備を推進するために必要な検討調査

① 基礎データ収集

- (ア) 「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーン」について、既往資料により整理を行う。(地形、地質、道路、上下水道、水路、電柱、 高圧線、 NTT 等)
- (イ) 「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーン」周辺の現状について、既往資料により整理を行う。(国道 176 号・京都縦貫自動車道路等の交通量、観光入込状況、ハザードマップ、商業施設・観光施設・公共施設・既存の飲食街・文化的建物の立地状況等)
- (ウ) 既存道の駅を含む「宮津まちなか地域振興拠点施設」、都市公園の「島崎公園」の現状について、既往資料により整理を行う。(施設概要・決算状況・利用状況等)

② アンケート・ヒアリング調査

- (ア) 道の駅の拡張整備にあたってのアイデアを引き出し、地元の機運醸成を図りながら、施設テーマ等の設定、 需要予測及び施設規模を決定するため、下記の者から意見聴取を行う。
 - A) 道の駅の関連事業者、周辺の事業者及び地域住民等の関係者
 - B) 道の駅の利用者等

③ 施設テーマ（主題）の設定、コンテンツ・導入機能の検討

- (ア) 既往調査結果・計画を踏まえつつ、上記の（１）②の結果等を基に、施設テーマを設定する。
- (イ) 施設テーマに即したコンテンツ・導入機能の検討を行う。

④ 需要予測及び施設規模の決定

- (ア) 道の駅の拡張整備にあたっての需要予測を行い、整備すべき施設規模を決定する。
- (イ) 需要予測は、主たるターゲットを設定し、利用者数、立寄り率、売上高等を試算する。
- (ウ) 施設規模は、駐車場、休憩施設、情報発信施設、地域連携施設等の面積を算出する。
- (エ) 駐車場の面積は、周辺施設の状況を含めエリア全体として必要台数を把握した上で算出する。

⑤ 施設概略設計

- (ア) 「道の駅と公園が一体となった交流拡大ゾーン」全体のレイアウト案を作成する。
 - (出入口、駐車場、建築敷地、外構、広場等) (平面図、立面図)
- (イ) コンテンツ・導入機能を基に、建築敷地内の施設の標準的なレイアウト案を作成する。(平面図・立面図)
- (ウ) 鳥瞰イメージパースを作成する。(複数カット)
- (エ) レイアウト案は、あくまで標準的なものとし、運営事業者の自由度を著しく妨げな

いことに配慮して作成する。

(オ) レイアウト案を基に、標準的な概算事業費を算出する。

(カ) 基盤整備に係る国府支援など財源確保についても十分に検討する。

⑥ 整備効果の検討

(ア) 道の駅の拡張整備による効果について、定量的（交流人口、地元への経済効果等）及び定性的（広域周遊観光、地域振興への効果等）な観点で整理する。

⑦ 島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会の開催支援

(ア) 宮津市が組織する島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会の開催において運営支援を行うとともに、議事録を作成し、委員会の議事内容を業務に反映する。なお、検討委員会の開催は3回程度を予定している。

(2) 施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査（PPP/PFI 導入可能性調査）

① 基本事項・基本的な考え方の整理

(ア) 既往調査結果・計画を踏まえつつ、上記（1）の結果等を基に、PPP/PFI 導入可能性調査の前提条件を整理する。

② 法制度上の規制等の整理

(ア) 本事業を PPP/PFI 手法で実施する場合において、法制度上の規制等を整理する。

③ 事業手法の検討

(ア) 本事業に最適な PPP/PFI 手法を決定するため、複数案により分析・評価を行う。

④ 事業スキームの検討

(ア) 以下の項目を整理し、最適な PPP/PFI 手法のスキームを検討する。

A) 業務範囲の検討

B) 業務範囲に対応する要求水準（サービス水準）の検討

C) 事業形態（サービス購入型・独立採算型・混合型等）の検討

D) 事業方式（PFI・DBO 等）の検討

E) 事業期間の検討

⑤ リスク分担の検討

(ア) 本事業を PPP/PFI 手法で実施する場合において、各業務段階で顕在化が想定されるリスクを洗い出し、宮津市と運営事業者のリスク分担について検討する。

⑥ サウンディング調査

(ア) 本事業への運営事業者としての参加意欲、事業成立条件、事業採算性、独立採算事業の可能性等を検証するため、サウンディング調査（対話型市場調査）を行う。（運営・建設・維持管理等の企業、金融機関等を想定）

(イ) サウンディングの結果は、本業務の検討内容に、適切に反映する。

⑦ VFM の算定

(ア) VFM 算定に必要な条件設定を行い、PPP/PFI による LCC を算定し、従来方式(PSC)との比較により、宮津市の財政負担軽減効果となる VFM を算定する。

(イ) LCC 及び PSC の算定に当たっては、財源確保についても十分に検討する。

(ウ) 財源確保の手法の一つに、運営事業者から売上の一部を宮津市への納付金として徴

収する仕組みを検討する。

※用語の定義

- ・VFM（バリュー・フォー・マネー）…PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。VFM の評価は、PSC と PFI 事業の LCC との比較により行う。この場合、PFI 事業の LCC が PSC を下回れば PFI 事業の側に VFM があり、上回れば VFM がないということになる。
- ・PSC（パブリック・セクター・コンパレーター）…公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。
- ・LCC（ライフサイクル・コスト）…プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

⑧ 事業スケジュールの検討

（ア）本事業の全体スケジュールを検討するとともに、運営事業者選定スケジュールを検討する。

⑨ 今後の検討課題の整理

（ア）本業務の検討結果を踏まえ、運営事業者の公募手続きから事業完了までに想定される今後の検討課題を整理する。

（３）業務打合せ

- ① 対面での打合せは、初回、中間、最終の 3 回程度を予定する。
- ② このほか必要に応じて、オンライン（Zoom を想定）での打合せを複数回予定する。
- ③ 打合せの内容に関する記録簿を作成し、すみやかに宮津市へ提出する。

4. 業務実施体制

受注者は、本業務の遂行にあたり、業務を適切に実施するために必要な経験・知見を有する人員を配置するとともに、類似業務に十分な経験のある管理責任者及び副管理責任者を置き、業務の適切な進捗管理を行うこと。

5. 業務計画

受注者は、業務の開始にあたって、本業務の実施における具体的な業務工程、業務管理方法、体制を記載した業務計画を策定の上、提出すること。業務の遂行を進める中で業務計画の修正・更新が必要となった場合には、宮津市と協議の上、適宜、修正・更新を行うこと。

6. 再委託

受注者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部であって、事前に書面にて報告し、宮津市の承諾を得たときはこの限りでない。

7. 貸与資料

宮津市は、本業務の実施にあたり関係資料等を貸与する。なお、受注者は、宮津市から貸与される関係資料等についてその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。

8. 成果品

受注者は、業務内容の結果を取りまとめ、宮津市の承認を得た上で、次のとおり成果品を提出すること。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 本調査業務に関する報告書 | 5 部 |
| (2) 同報告書の概要版 | 5 部 |
| (3) アンケート・ヒアリング調査結果のまとめ | 5 部 |
| (4) サウンディング調査結果のまとめ | 5 部 |
| (5) レイアウト案、イメージパースの図面 | 5 部 |
| (6) 宮津市との打合せ・協議記録 | 1 部 |
| (7) 検討委員会に提出した資料及会議録 | 1 部 |
| (8) その他、業務執行において作成した資料 | 1 部 |
| (9) 上記の電子データ (CD) | 2 枚 |

※図、イラスト又は写真等を用いて、視覚的にイメージしやすい内容にすること。

9. その他

- (1) 本プロポーザルにおける企画提案の内容については、宮津市からの指示が無い限り、本仕様書への記載の有無を問わず原則採用する。
- (2) 受注者は、本業務の執行上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。また、この契約期間満了後においても、同様とする。
- (3) 受注者は、本業務に係わる資料及び結果を、宮津市が指示する目的以外に使用してはならない。
- (4) 本業務の成果品は、すべて宮津市へ帰属するものとし、受注者は、宮津市の許可なく成果品等を公表または貸与してはならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、宮津市と受注者が協議し、宮津市の指示を受ける。

評価基準表

No.	評価項目	配点	係数	評価の着目点
1	業務実施体制等 ・法人の概要 ・業務体制 ・業務分担 ・業務工程	5点	×1	・本業務を遂行するに際し、十分な業務実施体制が構築されているか。 ・法令遵守、個人情報保護、守秘義務等について確実性・信頼性があるか。 ・全体の業務工程は適切か。
2	類似業務実績 ・需要予測等の実績 ・施設概略設計等の実績 ・PPP/PFI 導入可能性調査の実績 ・PPP/PFI アドバイザリー業務の実績	5点	×2	・本業務の類似業務について十分な実績を有しているか。 ・本業務を遂行するに際し、経験、ネットワーク等を活かした効果が期待できるか。
3	基盤整備を推進するために必要な検討調査 ①基礎データ収集 ②アンケート・ヒアリング調査 ③施設テーマ（主題）の設定、コンテンツ・導入機能の検討 ④需要予測及び施設規模の決定 ⑤施設概略設計 ⑥整備効果の検討 ⑦島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会の開催支援	5点	×6	・検討調査の手法は具体的かつ効率的か。およそその業務日数は全体工程と整合が図られているか。また、創意工夫はあるか。 ・検討調査の各項目は、論理的に関係性が整理され、業務成果は明確であるか。 ・特に、3②アンケート・ヒアリング調査及び4⑥サウンディング調査について、市内外の運営事業者候補あるいはテナント候補を探索する観点において、具体的かつ効果的な提案となっているか。 ・独自提案は、有用性がある内容となっているか。
4	施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査（PPP/PFI 導入可能性調査） ①基本事項・基本的な考え方の整理 ②法制度上の規制等の整理 ③事業手法の検討 ④事業スキームの検討 ⑤リスク分担の検討 ⑥サウンディング調査 ⑦VFM の算定 ⑧事業スケジュールの検討 ⑨今後の検討課題の整理	5点	×6	
5	上記3、4の各評価項目以外の検討調査に係る独自提案	5点	×3	・「ウォーターフロントエリア」としてさらなる活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出へ波及させる観点において、独自提案は、有用性がある内容となっているか。
6	価格評価	10点		・適正な見積額が示され、委託上限額の範囲内か。 (満点10点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)
合計		100点		

(評価の基準)

5点 優れている

4点 やや優れている

3点 標準

2点 やや劣っている

1点 劣っている

(様式1)

令和 年 月 日

宮津市長 様

所在地

会社名

代表者名

⑨

参加申込書

道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務委託に係る公募型プロポーザルについて、関係書類を添えて、参加を申し込みます。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【担当者連絡先】

所 属

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式2)

共同企業体届出書兼委任状

令和 年 月 日

宮津市長 様

共同企業体名称
代表構成員
所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印
構成員 1
所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印
構成員 2
所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印

「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務」に係る企画提案公募について、以上のとおり共同企業体を結成し、以下の権限を代表構成員に委任します。

なお、代表構成員は各構成員をとりまとめ、公募型プロポーザル参加に係る一切の責任を負うとともに、受注者に選定された場合は、業務の遂行及びそれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

(委任事項)

- 1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- 2 契約の締結に関する事項
- 3 経費の請求受領に関する事項
- 4 その他応募に必要な事項